

茨木市文化芸術活動支援補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けている文化芸術活動の活性化を図るために、市内の公共施設において実施される不特定多数を対象とした公演等に対し、市が補助金を交付することにより、公演等の開催および市民の鑑賞を促進し、もって文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、第5に規定する茨木市内の公共施設において実施される不特定多数を対象とした公演等で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の要件に該当する事業とする。

(1) 有料公演事業

- ア 入場者から徴収する入場料その他これに類するものの金額が500円以上の事業
- イ 文化芸術基本法第8条から第12条に規定する文化芸術のうち公演等を行う事業
- ウ 第5に規定する施設で使用許可を受けて実施する事業
- エ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間に実施する事業
- オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている事業
- カ 宗教的または政治的な宣伝意図を有するものでない事業
- キ 公序良俗に反するものでない事業

(2) 無料公演事業

- ア 入場者から徴収する入場料その他これに類するものの金額が500円未満の事業
- イ 文化芸術基本法第8条から第12条に規定する文化芸術のうち公演等を行う事業
- ウ 第5に規定する施設で使用許可を受けて実施する事業
- エ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間に実施する事業
- オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている事業
- カ 宗教的または政治的な宣伝意図を有するものでない事業
- キ 公序良俗に反するものでない事業

(補助対象者)

第3 補助の対象者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の要件に該当する者とする。

(1) 有料公演事業

- ア 公演等の主催の実績がある団体又は個人であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号及び次号において同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する構成員をいう。以下この号及び次号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体、又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(2) 無料公演事業

- ア 主たる活動拠点を市内に有する団体又は個人であること。
- イ 公演等の主催の実績がある団体又は個人であること。
- ウ 暴力団、暴力団員、暴力団の統制下にある団体、又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、国または地方公共団体による補助金等の交付を受けていないものに限る。

(1) 有料公演事業

- ア 公演当日の施設使用料
- イ 公演当日の附帯設備使用料
- ウ 公演当日の舞台使用に伴う追加人件費
- エ 公演に係る印刷製本費（災害その他主催者の責めによらない理由により第9第1項の規定による補助金の交付決定を受けた事業を実施できなくなったときに限る。）

(2) 無料公演事業

- ア 公演当日の施設使用料
- イ 公演に係る印刷製本費（災害その他主催者の責めによらない理由により第9第1項の規定による補助金の交付決定を受けた事業を実施できなくなったときに限る。）

(補助事業の対象となる施設)

第5 補助対象事業を行うための施設は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金額)

第6 補助金額は、補助対象経費の合計額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額（その額が別表第2に定める上限額を超えるときは、当該上限額）とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(申請の上限)

第7 補助対象事業の申請上限については、第3の各号に定める対象者につき、2公演までとする。

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市文化芸術活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて事業実施日の10日前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象の経費が分かる書類
- (3) 団体等の定款、規約、会則等の写し
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市文化芸術活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、茨木市文化芸術活動支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(変更の申請)

第10 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第8に準じて茨木市文化芸術活動支援補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に変更した経費の内訳がわかる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市文化芸術活動支援補助金交付変更・中止承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第11 補助金の交付の決定を受けたものは、事業完了後、茨木市文化芸術活動支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第12 市長は、第11の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を

確定し、茨木市文化芸術活動支援補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第13 第12の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市文化芸術活動支援補助金交付請求書（様式第8号）に当該利用に係る領収書の写しを添えて市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14 市長は、第13の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適當と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第18 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

（3）市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

（4）その他市長が不適當と認めたとき。

（市長の指示）

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

別表第1（第5関係）

補助対象となる施設	
1	茨木市福祉文化会館
2	茨木市市民総合センター
3	茨木市立生涯学習センター
4	茨木市立男女共生センター

別表第2（第6関係）

区分	対象となる公演等 対象者	対象となる経費	上限額
		への補助率	
有料公演事業	個人または団体	10分の10	200,000円
無料公演事業	主たる活動拠点を 市内に有する個人 または団体	2分の1	なし

様式第1号（第8関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

所 在 地

名 称

代表者名

印

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市文化芸術活動支援補助金交付申請書

茨木市文化芸術活動支援補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

公演の区分	1 有料公演（入場料その他これに類するものの金額が500円以上のもの） 2 無料公演（入場料その他これに類するものの金額が500円未満のもの）
事業名	
交付申請額	
提出書類	1 事業計画書 2 補助対象の経費がわかる書類（使用許可書、領収書等） 3 団体等の定款、規約、会則等の写し 4 暴力団の排除に関する要綱に規定する誓約書 5 その他（ ）

様式第2号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

名 称

代表者名

様

茨木市文化芸術活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市文化芸術活動支援補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

名 称

代表者名

様

茨木市文化芸術活動支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市文化芸術活動支援補助金については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第10関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所 在 地

名 称

代表者名

印

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市文化芸術活動支援補助金交付変更・中止承認申請書

年　　月　　日付け茨木市指令 第　　号に係る茨木市文化芸術活動支援
補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請いたします。

1 据助対象事業

2 変更内容

3 変更・中止理由

4 変更・中止前交付決定額

5 変更・中止後交付申請額

6 差引増減額

様式第5号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在 地
名 称
代表者名 様

茨木市文化芸術活動支援補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市文化芸術活動支援補助金は、次の条件を付けて変更・中止承認します。

条 件

交付決定額	円
変更・中止増減額	円
変更・中止交付決定額	円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第6号（第11関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所 在 地

名 称

代表者名

印

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市文化芸術活動支援補助金実績報告書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定通知を受けた事業が
完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額

3 補助金精算額

4 補助事業の成果

5 添付書類

様式第7号（第12関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

名 称

代表者名

様

茨木市文化芸術活動支援補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市文化芸術活動支援補助金実績報告書を審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額

2 補助金確定額

3 補助金差引額

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地

名 称

代表者名

印

茨木市文化芸術活動支援補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市文化芸術活動支援補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額